

◇平成24（2011）年3月8日 定例会質疑

**No.122 灰垣和美議員**

私は、市民後見推進事業についてお伺いいたします。主要予算内容では、このように書いてあります。認知症高齢者等の増加による成年後見制度利用者増に対応するため、大阪府社会協議会に事業委託して、地域における市民後見人の養成を図ると、新たな事業のようですけれども、この成年後見制度については、これまでもいろいろ議論をされてきたところであって、周知を図りなさいと、また制度の利用の促進等の要求があったところですが、本市の高齢化の状況を改めて確認しますと、昨年の12月時点で高齢者、65歳以上の方が8万4,222人、これは全体の23.6%に当たります。また、ひとり暮らしの高齢者の方が、これは昨年の9月の時点ですけど、1万217人ということで1万人を超えております。

高齢者の権利擁護を推進するために、この成年後見制度の利用促進が重要な課題であると私は思っています。平成13年から、この成年後見制度の支援事業が実施されているわけですが、身寄りがいない等の理由で、後見の申し立てができない方を老人福祉法や知的障害者福祉法などに基づいて、市長が家庭裁判所に後見の審査請求を行うという、いわゆる市長申し立てが主な内容になっているということです。高槻市の市長申し立て件数が、21年度が高齢者が18件で、障がい者が1件と。22年度が、高齢者が18件で、障がい者が2件ということで20件ということになっています。

大阪府下を調べてみますと、非常に高槻は高いという数字になっています。39市町村はゼロから9件と、すべて一けた。大阪市は、特別に140件ありますけれども、堺市なんかは4件というふうに聞いてます。この人口比率に直しますと、高槻市が一番多いという状況です。

ここでちょっとお伺いしますけれども、市長申し立てには、具体的にどのようなケースがあるのかということが1点。そして、なぜ高槻市は、この申し立て件数が多いのか、これをお聞かせください。

市が今回提案している市民後見推進事業、これは市民後見人の養成ということで、市民後見人とは、改めて整理しますと、成年後見制度における第三者後見の一つです。現在、第三者後見の主な担い手が弁護士や司法書士などの専門職であって、今後、専門職だけでは後見業務に支障を来す、パンク状態が予想されるということで、専門職の資格を持たない、社会貢献の意欲や倫理観が高い市民に対して成年後見制度に関する知識を身につけていただく、その養成研修を実施して、後見業務の新たな担い手となると、これを市民後見人ということで養成をするということに今回の事業はなります。この事業の手法として、冒頭に申し上げましたけれども、大阪府下の市町村のうち、平成24年度に市民後見人の養成をする市町村を大阪府が取りまとめ、大阪府社会福祉協議会の大阪府成年後見支援セ

ンターに一括して事業を委託して事業運営をすると。

そこで、2点伺いますけれども、市民後見人養成の流れ、スケジュールもあわせてお聞きします。また、いろいろ想定されるだろうという事業の課題について、お伺いします。

これを1点目といたします。

## No.123 保健福祉部長（三宅清道）

灰垣議員の、成年後見制度に関するご質問にご答弁を申し上げます。

市長申し立ての具体的なケースにつきましては、認知症等により金銭管理や介護サービスの契約ができず、日常生活に支障を来しているケースや、知人に金銭管理をお願いした結果、トラブルになっているケース、悪質な訪問販売、家族からの虐待等の被害を受けているケースなどであり、そのうち親族による申し立てが期待できない方につきましては、市長が申し立てを行っております。

次に、本市の市長申し立ての件数が多い理由でございますが、高齢化の進展や認知症高齢者の増加など、社会的背景や環境は他市と大きく変わらないものと認識をいたしております。本市におきましては、法の趣旨にのっとり、支援を必要とする方に対して適切な制度の活用を努めており、その結果、市長申し立ての件数が多くなっているものと考えております。また、今年度大阪府が行った市町村アンケートでは、申し立ての事務が追いつかない、必要な体制を整えるのが困難との意見が上がっており、申し立て準備から後見人への引き継ぎまで、平均的に6か月程度の期間を要する煩雑な事務が市町村間の取り組みに差が出る理由の一つではないかと感じております。

次に、市民後見人の養成の流れとスケジュールについて、現段階の案ではございますが、6月ごろにオリエンテーションを実施した後、4日間の基礎講習、9日間の実務講習、さらに4日間の施設実習を予定しております。それぞれの講習終了時には選考委員会を開催し、次の講習に進んでいただく方の選考を行います。全カリキュラムを修了し、かつ選考委員会で選考された方を養成修了者の管理システムである市民後見人バンクに登録をいたします。登録の時期といたしましては、来年3月ごろを予定いたしております。また、本事業の課題につきましては、養成研修においては研修参加者の確保、後見活動においては行政や専門職によるバックアップなど、活動支援体制の整備が考えられます。本事業を実施している自治体は、まだ少ないため、事業を進めていく中では、その他の課題が出てくるとも想定されますが、高齢者の権利擁護や地域福祉の推進を図るため、本市も先進市の一つとなって事業を推進していこうと考えております。

なお、事業実施に当たりましては、実績のある大阪市を参考としながら、大阪府及び他市町村との円滑な運営に努めてまいります。

以上でございます。

## No.124 灰垣和美議員

申し立て件数が高槻が多いという一つの理由に、先ほどご答弁をいただきましたけれども、積極的にかかわっているということですね。アンケートを大阪府が実施されたということで、非常に懸念を示されているようではありますけれども、この市民後見推進事業に参加すると手を挙げたのが、大阪府下では非常に少ない、11市町にとどまっていると。特に、北部においては池田市と高槻市だけというふうに聞いています。それだけ、これは市の取り組み方の姿勢そのもので、この申し立て件数が変わってきているというふうに、私はそういうことを感じましたので、今回、取り上げさせてもらったんですけど、前向きに高齢者の方の権利を守るために高槻が積極的にかかわっていているということが今のお話でわかったんじゃないかなと思っています。

そこで、新しい制度ですので要望等だけをさせていただきたいと思うんですけど、まず、21年に大阪市がこの養成講座をされているということで、参加申し込みが215人で、最終この人材市民後見人バンクに登録されたのが41人ということで、少ないなと私はちょっとこれで感じたんですけども、おっしゃったように周知、この養成講座に参加される方たちを募るということをしっかりやっていただきたいということが1つです。

そして、関係機関の連携、地域団体、例えば、地域住民もそうでしょうし、地域包括支援センター、NPO、社会福祉法人との連携、また専門の弁護士、司法書士とか、社会福祉士とか、そういった方たちの連携が必要になる、これを高槻市がコーディネートしていくということも重要じゃないかなと思います。

市民後見人の役割というのは、単に専門職、後見人の不足を補うという存在だけではなくて、地域住民の新たな支え合いの手法として、同じ地域に住む市民が不十分な状態にある高齢者、障がい者を支える共助の精神に基づくというふうにも言われています。地域におけるセーフティネットの役割も兼ねるものと、こういうふうにも言われておりますから、トラブル、当然、後見人の方が、ある意味では金銭も絡みますから、出来心ということもあるかもしれませんが、契約行為で悩まれることもあるかもしれません。そういったときに、しっかりそういう相談体制が図られることを要望しておきます。

それから、先ほど生活保護の職員体制のこともお話がありましたけれども、この申し立て件数が21年が19件とさっき申しましたが、20年は4件しかないんですね。急激に数が上がっているということになると、同じ職員体制でケースワーカーは7人と聞いてますが、それで今後補えるのかなと、ちょっと不安がありましたので、その辺も今後進展していく中で、ぜひ考えていただけたらなと思っています。

来年が1年間かけて養成と、25年度からその活動が始まるわけですがけれども、将来的には、この社会福祉協議会がこの役割を担うということも考えていかなくちやいけないのかなと。その中に、または別組織として、きのうの代表質問等でもありましたけれども、成年後見支援センター、こういったことも将来的には考えていかなくちやいけないのかな

というふうに私も思いましたので、それらを要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。